

電気事業法の遵守について（厳重注意）

令和4年10月31日
中部近畿産業保安監督部

中部近畿産業保安監督部は、川藤電陶株式会社に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「高濃度PCB」という。）含有電気工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令への適合に関して、本日、厳重注意を行いましたのでお知らせします。

中部近畿産業保安監督部は、令和4年4月22日に川藤電陶株式会社（愛知県瀬戸市西郷町80）における高濃度PCB含有電気工作物の設置状況について確認するため、電気事業法に基づく立入検査を実施しました。

その結果、技術基準不適合事項を認め、後日、改善計画書が提出されましたが、改善計画書に記載の期限日以後も技術基準不適合事項が解消されなかったため、本日、当部は厳重注意するとともに、下記の事項に対する改善状況を改めて報告するよう指示しました。

記

電気事業法第39条に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52条）第19条第14項に規定するポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具が電路に施設されている。

以上

【本件に関するお問合せ先】

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

<住所>〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2

<TEL>052-951-2817（直通）

<FAX>052-951-9802